

改正案	現行
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項に規定する特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 四十六 (略)</p> <p>四十七 施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局(以下「超広帯域無線システムの無線局」という。)に使用するための無線設備であつて、三・四 GHz 以上四・八 GHz 未満又は七・二五 GHz 以上一〇・二五 GHz 未満の周波数の電波を使用するもの</p> <p>四十七の二 超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、二四・二五 GHz 以上二九 GHz 未満の周波数の電波を使用するもの</p> <p>四十八 五十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項に規定する特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 四十六 (略)</p> <p>四十七 施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局(以下「超広帯域無線システムの無線局」という。)に使用するための無線設備</p> <p>四十八 五十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて</p>

置 装	信 受	周波数偏位又は 変調度	直線検波器又は 変調度計			
		ブレエンファシス 特性	低周波発振器 直線検波器	(略)		
		搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)		
		総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)		
		総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)		
		送信立ち上がり時 間及び送信立ち下 がり時間	オシロスコープ 又はスペクトル分析器	(略)		
		隣接チャネル 漏えい電力又は 帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)		
		搬送波を送信してい ないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)		
		送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)		
		副次的に発する 電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル分析器	(略)	○	○
		感 度	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(略)		

置 装	信 受	変調度	変調度計		
		ブレエンファシス 特性	低周波発振器 直線検波器	(略)	
		搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)	
		総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)	
		総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)	
		送信立ち上がり時 間及び送信立ち下 がり時間	オシロスコープ 又はスペクトル分析器	(略)	
		隣接チャネル 漏えい電力又は 帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)	
		搬送波を送信して いないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)	
		送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	
		副次的に発する 電波等の限度	電界強度測定器 又はスペクトル分析器	(略)	○
		感 度	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(略)	
		通過帯域幅	標準信号発生器	(略)	

通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計	(略)		
減衰量	標準信号発生器 周波数計	(略)		
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(略)		
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)		
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		
局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)		
ダイエンフアンス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)		
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)		

減衰量	標準信号発生器 周波数計	(略)		
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(略)		
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)		
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		
局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)		
ダイエンフアンス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)		
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)		

注 1 (19) (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第一号の八、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二又は第五十七号に掲げる無線設備である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イから二ま

注 1 (19) (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第一号の八、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第四十六号、第四十七号又は第五十七号に掲げる無線設備である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イから二まで、第二号ロ及びハ

で、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第二項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第二項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第二項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第二号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十五第二項、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(1)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第二項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

11・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局に使用するため

並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第二項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第二項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第二項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十五第二項、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(1)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第二項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

11・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局に使用するため

の無線設備の工事設計書
(図略)

注1 1の欄は、「単信方式」、「複信方式」のように記載すること。ただし、特定小電力無線局に使用するための無線設備であつて、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、2,425MHzを超え2,475MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、60GHzを超え61GHz以下(無線標定業務を行うものに限る。)若しくは76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用するもの又は超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

第四～第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。以上

(様式略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第47号に掲げる無線設備	UW
第2条第1項第47号の2に掲げる無線設備	VU

の無線設備の工事設計書
(図略)

注1 1の欄は、「単信方式」、「複信方式」のように記載すること。ただし、特定小電力無線局に使用するための無線設備であつて、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、2,425MHzを超え2,475MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、60GHzを超え61GHz以下(無線標定業務を行うものに限る。)又は76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

第四～第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第47号に掲げる無線設備	UW
(略)	(略)

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間、施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備に対するこの省令による改正後の証明規則第二条第一項第四十七号の二中「二四・二五」とあるのは「二二」とし、別表第二号第三中「24.25GHz以上」とあるのは「22GHz以上」とする。